

平成 20 年 10 月 1 日
 東京都千代田区大手町1-9-3
 株式会社日本政策金融公庫
 国民生活事業・中小企業事業

政府の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき 「セーフティネット貸付」を拡充

- 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業・中小企業事業は、政府の「政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取りまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、10月1日から、新たな拡充策を実施します。
- 両事業は、「『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別相談窓口（原油・原材料価格、食料価格及び仕入れ価格高騰関連）」を設置しており、原油・原材料価格、食料価格の高騰や仕入れ価格の上昇の影響を受けた中小企業のみなさまからの融資相談及び返済相談に引き続き迅速、かつきめ細やかな対応を行っていきます。

融資制度の拡充内容

・国民生活事業

- 1 経営環境変化資金（セーフティネット貸付及び生活衛生セーフティネット貸付）
 - ・ご返済期間（運転資金）の延長
 「5年以内（特に必要な場合7年以内）」 ⇒ 「5年以内（特に必要な場合8年以内）」
 - ・ご利用いただける方の一部要件緩和
 最近の決算期における売上高が前期に比べ10%以上減少していること
 ⇒ 最近の決算期における売上高が前期に比べ5%以上減少していること
 - ・経営環境変化資金を適用する場合に限り、第三者保証人不要融資制度のご返済期間（運転資金）を延長
 「5年以内（特に必要な場合7年以内）」 ⇒ 「5年以内（特に必要な場合8年以内）」
- 2 「成長力強化への早期実施策」及び「原油等価格高騰対策」に基づく特別貸付等の拡充策（セーフティネット関連及び新規開業支援関連）
 - ・お取扱期間の延長：平成21年3月31日まで ⇒ 平成22年3月31日まで

・中小企業事業

- 1 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）
 - ・ご返済期間（運転資金）の延長
 「5年以内（特に必要な場合7年以内）」 ⇒ 「5年以内（特に必要な場合8年以内）」
 - ・ご利用いただける方の一部要件緩和
 最近の決算期における売上高が前期に比べ10%以上減少していること
 ⇒ 最近の決算期における売上高が前期に比べ5%以上減少していること
- 2 金融環境変化対応資金（セーフティネット貸付）
 - ・ご融資額の拡充：2億円以内 ⇒ 3億円以内
- 3 「成長力強化への早期実施策」及び「原油等価格高騰対策」に基づく特別貸付等の拡充策（セーフティネット関連）
 - ・お取扱期間の延長：平成21年3月31日まで ⇒ 平成22年3月31日まで